

事業主の皆さんへ

金山町産業振興条例奨励金について (お知らせ)

日頃より、当町の産業振興にご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成13年度から行っております、金山町産業振興条例奨励金について、お知らせします。ご不明点などございましたらお気軽に裏面の下記に記載している商工観光係までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

※この条例には、工場の新設・拡充と常用労働者の奨励金制度があります。

工場等の新設・拡充の場合

事業所が工場等の500万円以上の新設または300万円以上の拡充を行う場合に、新設または拡充を行う毎に事前に指定申請が必要となります。

※工場等とは、土地・建物・設備を有し、従業員を使用して事業を営むのに必要な施設のこと

例 工場等の新設または拡充をする場合

1. 導入前にまちづくり課に指定申請書、事業計画書、同意書を提出
(指定後に事業に着手したら着手届を、操業(機械などを動かし作業すること)開始した後に操業開始届をそれぞれ提出する必要があります。)
 2. 指定後、事業完了までの間、毎年3月31日までの1年間の事業報告を6月10日まで提出
【添付書類: 生産状況、経営見通し、財務諸表、増員した雇用者の勤務状況】
 3. 新設又は拡充分の工場等を含む固定資産税を納付
 4. 固定資産税を納付した翌年度に交付申請書を提出
【添付書類: 固定資産税の納税証明書】
- 当補助金の対象となる拡充とは、生産能力を向上する目的で機械を導入、更新、改造することをいいます。能力向上が伴わない場合は対象となりません。

新たに常用労働者を雇用した場合

増員のために、常用労働者を採用する場合に随時指定申請していただきます。
(令和10年3月31日までは、増員でなくとも対象となります。)

例新たに常用労働者を雇用した場合

(現に常用労働者を5人以上雇用している又は今回の増員で5人以上となることが指定条件です。)

1. 採用前か採用後速やかにまちづくり課に指定申請書を提出
2. 一年以上経過したのち交付申請
一年以上経過した日の属する年度に申請してください。
 - 4月1日雇用の場合は、翌年の4月1日以降3月末までの1年間申請できます。
 - 3月に雇用した場合は、翌年の3月の雇用日以降、3月末まで申請ができます。3月31日に雇用した場合は、翌年3月31日付での申請となります。**【添付書類：雇用保険被保険者証、一年間の出勤簿】**

○常用労働者とは下記のいずれにも該当しない方です

- ・1週間の規定労働時間が30時間未満の方
- ・日雇労働者(継続して月18日以上雇用されている方を除く)
- ・季節的に雇用される方
- ・非常勤の役員
- ・当該事業所以外の事業所において、当該雇用前3年以内に奨励金の交付対象となったことのある常用労働者
- ・当該事業所で交付対象となったことのある常用労働者

※様式は町のホームページ>くらし>仕事・産業>商工に掲載しています。

【お問い合わせ先】金山町まちづくり課商工観光係 Tel0233-29-5640